4 池 田 光 行 議 員

- 1 広報業務の改善について
- 2 庁舎の国旗と町旗の掲揚について
- 3 芸術文化の振興について



1 広報業務の改善について

平成29年岩内町議会第1回定例会にあたり、志政クラブを代表して質問をいたします。

岩内町においての広報活動は「広報いわない」「防災無線」「岩内町ホームページ」「ツイッター」「フェイスブック」などを利用し、町内外へ情報発信をしていますが、その効果については疑問があります。

ここ、2年間怒涛まつりでは、道内でも珍しい5,000発もの花火大会を実施しているが、町外からの入込数も思うほど反映されていない。

また、北海道を応援する目的で5万部を季刊発行しているフリーペーパーマガジンで、北海道日本海の助宗延縄漁の特集がありましたが、明治33年に日本で最初にこの漁を始めた岩内町でない所が紹介されて大変愕然といたしました。

このことは、従来どおりに、ただ情報を発信するだけではなく、岩内町を取り 巻く経営環境の変化に対応できていないためであり、今後、広報活動の意識や手 法を検討し改革することが重要であります。

地域間競争を意識し、勝ち抜くための定住促進や観光客の誘致、地域ブランドの構築などに取り組み、その課題を把握し戦略的に広報を考えること。

また、ホームページなどは掲載の情報量も多く必要な情報が分かりにくく、加えて、町民向けになっていて、町外からの集客情報が周知できていない課題もあるので、情報発信の工夫が必要となる。

さらにインターネット環境の情報発信は活発になるため、インターネット環境のない家庭との情報格差を踏まえた体制が必要となり、フェイスブックなどのSNSは上手に使用できれば効果的な広報はできるが、デメリットも考慮する必要がある。

このような課題を克服しながら、より良い広報業務に変革するためには、専門的かつ戦略的に担当部署の新設、広報の知識やスキルのある担当者の採用あるいは人材育成が重要であります。

そこで、広報業務の改善について、ご所見をお伺いいたします。

町 長:

池田議員からは、3点のご質問でありますが、3点目につきましては、教育 委員会からご答弁申し上げます。

町が行う広報活動は、行政と住民との知識や情報の共有化による意思疎通を 図るため、広報誌や防災行政無線、ホームページなどの様々な広報媒体を使い、 行政や地域の情報を住民に、早く正確に、広くわかりやすい形で情報発信する 役割を担っております。

また、広報活動は地域内にとどまらず、地域外に対しても地域の情報や魅力を発信することにより、この地域に関心や興味を持ってもらい、地域への集客や定住促進など、地域活性化への足掛かりになりうるものと考えております。

こうしたことから、広報誌などの紙媒体はもとより、近年はインターネットやホームページ、スマートフォンなどの電子媒体が、その手軽さや多彩な情報量から身近な情報発信のツールとして広く普及し、地域内外へ情報発信をする上で、大きな役割を果たしております。

その一方で、インターネットなどの電子媒体は、高齢者などには扱いにくく、 住民にとっては広報誌などの従来の紙媒体の役割も依然として必要不可欠なも のとなっております。

こうした広報業務の多種多様化に対応するため、広報業務に関する研修などにも積極的に参加し、他町村との情報交換や意見交換などを通じて、広報担当者の能力向上とスキルアップに努めているところであります。

また、当町公式ホームページの編集・更新業務は、広報担当と委託業者により、随時行ってきたところでありますが、役場庁舎移転後は全職員に対して基礎知識や更新業務の講習会などを開催し、ホームページのトピックス欄にはそれぞれの担当課から情報更新することが可能となり、より迅速で多様な情報発信ができる体制が整備されたところであります。

また、これに合わせ、職員の情報管理についても岩内町個人情報保護条例や プライバシーポリシーによる適正な管理、運営に努めております。

いずれにいたしましても、多種多様な媒体を活用した広報活動が求められている今日、町としても発信する地域対象者、内容などを見極めながら、ホームページやSNS、広報誌、防災行政無線などを駆使しながら、戦略的に取り組む体制が必要と考えております。

このためにも、IT技術に精通した職員の育成や、庁舎内全体における情報発信体制整備が重要との認識で、今後の広報業務に努めてまいります。

2 庁舎の国旗と町旗の掲揚について

平成11年8月13日の「国旗及び国歌に関する法律」公布・施行にあたり総理大臣談話で国旗と国歌は、いずれの国でも、国家の象徴として大切に扱われているものであり、国家にとって、なくてはならないものであります。

また、国旗と国歌は、国民の間に定着することを通じ、国民のアイデンティティの証として重要な役割を果たしているものと考えております。

また、法制化に伴い、学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進されるものと考えております。

我が国のみならず他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われる ことを通じて、次代を担う子どもたちが、国際社会で必要とされるマナーを身に つけ、尊敬される日本人として成長することを期待すると発言されています。

一方、岩内町旗も国旗と同様に自治体のシンボルとして尊重されるものであり、外輪 5 線は、5 つの輪、既ち「イワ」を表わし、そのうちに内の字を図案化し併せて「岩内」と象徴したもので、5 輪は人道 5 倫「父子に親あり。君臣に義あり。夫婦に別あり。長幼に序あり。朋友に信あり。」を、円は協和を、内の字の直線は積極進取を表しています。その上で岩内町も国旗・町旗を積極的に掲揚すべきと考えてますが、役場前の掲揚ポールは一本しかなく国旗と町旗同時に掲揚はできない状況です。

そこで、次の点について伺います。

- 1. 役場を含め町の施設ではどのような時に国旗・町旗を掲揚しているのか。 また、これらの施設には掲揚ポールが完備しているのか。
- 2. 役場前の掲揚ポールを3本に増設し国旗と町旗が常時掲揚できるようすべきではないか。
- 3. 国旗・町旗の掲揚に関する条例や規約はあるのか。もしなければ、今後制定する用意はあるのか。

町 長:

1項めは、役場を含め町の施設では、どのような時に国旗・町旗を掲揚しているのか、またこれらの施設には掲揚ポールが完備しているのかについてであります。

町では功労者表彰式や戦没者追悼式、新年交礼会、敬老会、成人式、小中学校の入学式・卒業式など、町及び教育委員会主催の式典を開催する際、式典会場の舞台等において、国旗・町旗の両方を掲揚しているところであります。

また、これまでも東日本大震災追悼の弔意表明や哀悼の意を表すための半旗掲揚なども行っております。

次に掲揚ポールの整備施設については、岩内町役場、岩内地方文化センター、岩内町郷土館、岩内町立東小学校、西小学校、第一中学校、第二中学校、東山保育所、中央保育所、西保育所、運動公園陸上競技場、岩内地域人材開発センターの12施設において、掲揚ポールが設置されております。

2項めは、役場前の掲揚ポールを3本に増設し、国旗と町旗が常時掲揚できるようにすべきではないか、についてであります。

国旗・町旗の掲揚については、平成11年8月に「国旗及び国歌に関する法律」が制定されておりますが、法令等によって地方自治体に掲揚が常時義務付けられているものではありません。

しかしながら、町といたしましては、これまでどおり町主催の式典の開催や 弔意を表明する場合には、国旗・町旗の掲揚を適切に判断しながら対応して参 りたいと考えております。

また、役場庁舎前の掲揚ポールについては、設置から約2年が経過したところでありますが、これまでの状況等を踏まえた中で、今後も庁舎全体の経済性、効率性を重視し、総合的に管理・運営していく必要があることから、現時点におきましては、現状のポール数でこれまでどおり運用して参りたいと考えているところであります。

3項めは、国旗・町旗掲揚に関する条例や規約はあるのか、もしなければ今 後制定する用意はあるのかについてであります。

町旗については、その意匠といわれを示した岩内町紋章規程が昭和31年9月1日に制定され、本町の風土、地理などを象徴的に表現し、町勢要覧などで幅広く周知しているところでありますが、国旗・町旗の掲揚に関する条例や規則は制定していないところであります。

また、掲揚に関する条例や規則の新たな制定につきましては、現時点では予定をしていないところであります。

く再質問>

岩内町の掲揚の方法については、先程町長から答弁いただいたとおりなのかな と思っております。

ただ、私のほう調査したところによりますと、北海道の施設においては、岩内町にある北海道の施設においては、絶えず国旗が掲揚されている状況であるかと思います。

例えば高校ですとか、警察署、あるいは道の水産研修センターとか、そういう とこでは国旗が揚がってるかと思います。

また、後志の20市町村においても、え~と調べましたところ、えー、国旗を掲揚している、まあ、これはちょっと調べた日が特定される何日かしかないんですが、あの国旗が掲揚されていたところが10市町村ございました。

まあそういうような状況がある中で、ぜひ岩内町においても、まあ通常、えー 国旗の掲揚を考えてはどうなのか、あるいはそれと加えて、えー国民の祝祭日に おいては、やはり国旗を揚げましょうというような運動もありますので、ぜひと も少なくてもその祝祭日においては、岩内町の庁舎の前のポールには国旗がたな びくこのような状況が必要かと思います。

その2点についてご質問いたします。

町 長:

1項めは、役場庁舎前の掲揚ポールに常時国旗を掲揚すべきではないかについて、2項めの国旗を掲揚するについて少なくとも祝祭日には掲揚すべきではないかについては関連がございますので、あわせてお答えいたします。

国旗の掲揚については、先程ご答弁申し上げたとおり、法令等によって地方 自治体に常時掲揚が義務づけられているものではありませんが、各自治体の判 断において、北海道や一部市町村において掲揚している分については承知して いるところであります。

本町においては、国旗・国歌法の趣旨は十分理解しているところであり、これまでも町の主要な行事において国旗の掲揚を行ってきたところでありますが、現時点で国旗の常時掲揚及び祝祭日の掲揚などにつきましては、予定していないところであります。

しかしながら、国旗の常時掲揚または祝祭日の掲揚につきましては、法令等により定められることが望ましいものと考えいるところであります。

く再々質問>

現状では岩内町において、中央通り商店街では祝日に国旗を掲げています。

また、岩内町の小中学校においても国旗の正しい理解のため、祝日には国旗を掲げているのに、本来、国旗の定着を推進する町が、祝日に国旗を掲げないことは、正しい理解を妨げていることではないのでしょうか。

法令等により定められることが望ましいとの答えではありますが、岩内町として強い決意を持って掲揚を決めるべきではないでしょうか。

町長の決意を求めます。

町 長:

町としてはこれまでも国旗・国歌法の趣旨を十分踏まえた上で、町主催の主要な行事において、国旗の掲揚を行っているところであります。

しかしながら、国旗の常時掲揚または祝祭日の国旗の掲揚等につきましては、 法令の制定や国からの通知により国旗の掲揚が求められた場合、町としてもそ の趣旨を十分に理解し、適切に対応してまいりたいと考えております。

3 芸術文化の振興について

先日の3月8日に平成28年度の岩内町スポーツ表彰式が開催され、5個人と6団体が表彰されました。

この表彰制度は、昭和46年に制定されてから約半世紀近く岩内町のスポーツ振興に貢献し、さらには、オリンピック銅メダリストの田南部 力氏含め多くの競技者や生涯スポーツとして町民が親しむ状況を生み出す要因となったと考えられます。

岩内町では明治時代の古くから、鰊漁の恩恵により美術、演劇、音楽、文学、 舞踊などを日常生活の中で親しみ、楽しむ素養が醸成され、様々な分野で造詣の 深い先人たちが生まれる環境がありました。その恩恵は、木田金次郎氏を輩出し、 現在、多くの町民が美術、音楽などに勤しみ、芸術を愛し、親しむ環境が現在ま で受け継がれています。

町では、芸術文化振興に、木田金次郎美術館や岩内町郷土館の運営、岩内地方 文化センターでの文化教室開催など様々な事業を行っているところです。

そこでお伺いいたします。

岩内町スポーツ表彰と同様に、美術、演劇、音楽、文学、舞踊などの芸術文化 の振興発展に貢献した個人、団体を表彰する制度を設ける考えはありますか。

教育長:

岩内町における芸術文化活動は、文化センターの文化行事やサークル講座をはじめ、木田金次郎美術館、郷土館における各種企画展等の開催や、文化芸術団体の活動を通じ様々な分野において、町民の自主的、主体的な参加により、積極的な活動が行われております。

これらの活動は、当地域における古くからの歴史と伝統に培われた文化が地域に根ざしてきたものであり、町にとって誇るべき財産と認識しております。

また、こうした文化的な風土は、地域の青少年にも強く受け継がれているところであり、中でも岩内高校の文化系クラブ活動は全道大会のレベル等で優秀な成績を収め、高い評価を受けているとともに、町の主催するイベントなどへの参加においては町民の皆様からも好評を博しており、将来の岩内町を担う青少年の活躍はとても喜ばしいことと考えております。

このように地元高校生の顕著な活躍を踏まえ、教育委員会といたしましては、 当地域における芸術文化活動のさらなる振興を図るため、芸術文化活動におい て優秀な成果を収めた個人・団体に対して新たな表彰制度を設けるため、本年 度より他町村の先進事例調査などを行い、検討を進めているところであります。

今後におきましては、表彰の対象範囲や選考方法、手順などの具体的な基準について、関係団体とも協議の上、引き続き検討を進めることとしており、スポーツ表彰と同様に芸術文化分野においても、青少年及び指導者の奨励、育成に供するための環境作りに努めてまいりたいと考えております。